

食品安全委員会第919回会合議事録

1. 日時 令和5年11月7日（火） 14：00～14：07

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・プリオン「ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓」に係る食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

及川事務局次長、重元総務課長、前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、今井評価情報分析官

5. 配付資料

資料 プリオンに係る食品健康影響評価の審議結果について<ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓>

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第919回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第919回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○重元総務課長 資料の確認をいたします。本日の資料は1点。

ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価に関する審議結果についてでございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○重元総務課長 御報告いたします。

事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただいた確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○前間評価第二課長 承知しました。

それでは、お手元の資料に基づきまして御説明申し上げます。

ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る評価書の2ページを御覧ください。審議の経緯となっております。本件については、プリオン専門調査会で取りまとめを行い、9月26日の第914回「食品安全委員会」で報告申し上げた後、翌日の9月27日から10月26日までの間、国民からの意見・情報の募集を行ったところです。

それでは、諮問内容とプリオン専門調査会としての評価結果を御説明いたします。

評価書の8ページを御覧ください。枠囲いに諮問内容がございますけれども、ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に関し、(1)といたしまして牛肉及び牛の内臓については、①月齢制限について、現行の「輸入禁止」から「月齢条件なし」とした場合のリスク及び②SRMの範囲について、現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸、30か月齢超の頭部並びに脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスク、それから、(2)

といたしまして、めん羊及び山羊の肉及び内臓については、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したものの」とした場合のリスクの評価となっております。

続きまして、36ページ、V. 食品健康影響評価を御覧ください。具体的には、次のページ、37ページの（4）評価結果を御覧ください。諮問事項に関し、ドイツから輸入される牛肉及び牛の内臓につきまして、①月齢制限を現行の「輸入禁止」から「月齢条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できる。また、②SRMの範囲を現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸、30か月齢超の頭部並びに脊髄及び脊柱」としたとしても、人へのリスクは無視できるとの評価結果が示されております。

続きまして、38ページを御覧ください。めん羊及び山羊の肉及び内臓についてです。諮問事項に関し、ドイツから輸入されるめん羊及び山羊の肉及び内臓の輸入条件につきまして、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したものの」としたとしても、人へのリスクは無視できるとの評価結果が示されております。

続きまして、最後のページ、裏表紙になりますけれども、参考を御覧ください。冒頭に申し上げましたとおり意見・情報の募集を行いました。期間中に意見・情報の提出はございませんでした。

したがって、本評価書について、よろしければ、本日付で厚生労働省に通知したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちドイツから輸入される牛の肉及び内臓の輸入条件について、①月齢制限を現行の「輸入禁止」から「月齢条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。また、②SRMの範囲を現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸、30か月齢超の頭部並びに脊髄及び脊柱」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。ドイツから輸入されるめん羊及び山羊の肉及び内臓の輸入条件について、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したものの」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

(2) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○重元総務課長 特にはございません。以上でございます。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、11月14日火曜日14時から開催を予定しております。

また、8日水曜日14時40分から「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」が、9日木曜日10時から「農薬第一専門調査会」が、来週、13日月曜日10時から「農薬第三専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第919回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。